第32回 基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成 24 年 6 月 14 日 (木) 15: 25~16: 40
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室
- 3 出席者

【委 員】

樋口部会長、深尾部会長代理、北村委員、西郷委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、 中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官(統計基準担当)、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 平成23年度統計法施行状況の審議の進め方について
- (2) 統計法の施行状況について
- (3) 重点的な審議課題等について
- (4) その他

5 議事録

○樋口部会長 それでは、引き続きまして、ただいまから「第 32 回基本計画部会」を開催 いたします。

先ほど開かれました「第 56 回統計委員会」におきまして、総務大臣から御報告されました「統計法の施行状況」について、基本計画部会に付議されましたので、今回、この基本計画部会を開催することとなりました。

なお、本部会の部会長は私が務めることとなっておりますので、議事を進行させていた だきます。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

〇村上内閣府統計委員会担当室長 お手元の資料は全部で4つございます。

資料1は「統計法施行状況に関する審議の進め方について(案)」。

資料2は「平成23年度統計法施行状況に関する審議における重点的な審議課題(案)」。

資料3は「平成23年度統計法施行状況報告」。

資料4は「平成23年度統計法施行状況報告(概要)」です。

資料3は、先ほどの統計委員会で配付された資料と同じものを御覧いただきたいと思います。

以上です。

○樋口部会長 それでは、議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず、部会長代理の指名ですが、統計委員会令第1条第5項に「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されております。そこで、私から、深尾委員に部会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、深尾委員から御挨拶をお願いします。

○深尾部会長代理 御指名にあずかりました深尾です。

ー橋大学では、国際経済学、それから、マクロ経済学を主に担当しています。部会長代 理の職務を頑張って果たしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○樋口部会長 それでは、議事に入ります。

本日は、23 年度の統計法施行状況に関する審議の初会合でございますので、まず、今後の審議の進め方について御審議をいただきたいと考えております。その後、本日の統計委員会で報告のありました施行状況報告全体について説明を受けた上で、重点的な審議課題(案)につきまして審議を進めていただければと考えております。

それでは、まず、今後の本部会での審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

〇杉山内閣府統計委員会担当室参事官 統計委員会担当室の杉山でございます。私から御 説明します。

お手元の資料1を御覧ください。「平成23年度統計法施行状況に関する審議の進め方について(案)」というものでございます。

冒頭にスタンスが書いてありまして、ポイントだけ申し上げますと、下から2行目にございますように、中間年に行うということを何度も申し上げていますけれども、中間年の審議ということで、次期基本計画の策定に向けた検討の基礎資料を得るということを視野に入れて審議いただくということでございます。

そのスタンスの下で、1番目に「基本的な考え方」を整理してございます。 ➤ の2つ目を御覧いただきたいのですけれども、今回、次期基本計画を視野に入れるということで、23年度のみならず、残余の期間、24年、25年も視野に入れて、念頭に置いて、各施策の推進状況等を客観的に評価・検証するということでございます。

それから、3つ目の➤にございますように、中長期的視点に立って取り組むべき基本計画の課題など、今後の公的統計の作成・提供の方向性に関する基本的な考え方を中心に整理するということで臨んでいただくということです。

2番目に「具体的な審議方法等」を整理しております。「(1)審議スケジュール」と ございまして、これは裏面に別紙1がございまして、スケジュールの概略が掲げてありま す。これに沿って全体の流れを御説明します。

表頭に統計委員会、基本計画部会、WGと書いてございます。今年は分野別に3つのWGを設けて審議するという体裁になってございます。

まず、6月14日、本日ですけれども、先ほど施行状況報告がございました。今、まさに部会に付託されまして、ここにおきましては、今、御説明している審議の進め方の決定をしていただき、その中で併せてWGの設置・所属委員の決定をしていただきまして、その後、重点的な審議課題(案)を御提示しながら、それについて御審議いただくという段取りになってございます。

今日、1回目の重点課題の審議をいただいた上で、意見等を踏まえたものを 6 月 27 日にもう一度御提示しまして、そこで重点的な審議課題の決定をいただくという基本計画部会での作業です。

それを経まして、次に WG の方に仕事がシフトしていきますが、WG では、合計 4 回の審議をお願いする予定です。ほぼ 4 回ということで御理解いただけたらと思います。 1 回目、2 回目は、大体 6 月下旬から 7 月にかけてやっていただきまして、WG によっては 3 回目までやるところもありますが、それを経て、中間的な報告を 7 月 23 日の基本計画部会に上げていただくということです。その後、残りの $1 \sim 2$ 回の審議で審議結果を WG で取りまとめていただきまして、最終結果報告を 8 月 29 日の基本計画部会に上げていただくという段取りです。

それを受けて、基本計画部会では、部会としての報告書のまとめの1回目の審議をやっていただくということです。次に、2回目の審議を9月6日にやっていただきまして、最後、9月25日に統計委員会に審議結果報告書を上げて、そこで正式に決定いただき、公表するという段取りでございます。

脚注にございますように、以上申し上げた基本計画部会、WG での審議のほかに、審議を円滑に進めるために、基本計画部会長と WG 座長による打ち合わせを随時実施するということで予定してございます。

スケジュールの関係は以上です。本文、表面に戻っていただきます。2の「(2)審議 方法」でございます。今回は、重点審議課題といったものを選んで、それを中心に御議論 いただくわけですが、そのときに、過去2回の施行状況審議で取り上げた重要検討事項と か、あるいはこれまでの基幹統計の答申に係る今後の課題等を参照いただくということが 最初の➤に書いてあります。

それから、≻の2つ目でございますけれども、WGを3つ設置するということは申し上げ

ましたが、そこにおきましては、所管府省に対してヒアリングなどを実施しまして、そこ で各府省の取組みの自己評価とか、今後の見通し等を精査いただくということです。

注1に、これは先ほどの施行状況の概略の説明にございましたが、推進状況ということで表現されていたものですけれども、各府省から実施状況についての自己評価、実施済とか、実施困難とか、そういったことを掲げていただくことになっておりまして、具体的には、別紙2が3ページにございます。参考のところを御覧いただきたいのですが、自己評価として、実施済から継続実施まで、全部で6類型に分けて各府省から評価が上がってきておりまして、これについて精査いただくということでございます。

また本文に戻ります。次に、➤の3つ目でございますが、WGにおきましては、こういった精査した結果を踏まえまして、各施策、それから、今後のそれらの方向性等について審議して、それでWGの報告をまとめていただくということでございます。

より具体的な審議のイメージは、別紙3を御覧いただきたいと思います。4ページです。ここに掲げてありますとおり、1回目におきましては、初回ということで、各WGごとに具体的な審議方法に係る検討をいただきまして、それから1回目のヒアリング等をやっていただく。2回目の会合では2回目のヒアリング、中間報告を経て、3回目においては3回目のヒアリング。ここで大体ヒアリングを終えていただいて、精査した結果を踏まえた施策や方向性等について審議をいただく。審議結果の取りまとめの1回目の審議を3回目でやっていただく。4回目が一応、最後としているわけですけれども、審議結果の取りまとめの2回目をやっていただき、ここで報告書を取りまとめていただくという構想でございます。

また本文1ページ目に戻っていただきます。かように WG で御審議いただいたものにつきましては、(2)の➤の4つ目でございますけれども、基本計画部会長と WG 座長を中心に、WG の報告書を踏まえて部会としての報告書(案)を作成いただくということでございます。

200(3) でございますが、分野別に設置する WG の構成等はどうなっているかというのを書いておりまして、これは 2 年前の「21 年度 統計法施行状況報告」の審議のときと同様に、分野別に 3 つの WG を設けるということで、詳細は別紙 4 がございます。これが 5 ページでございます。

第1WGは、審議分野の欄にございますように、経済統計の分野。第2WGにつきましては、 人口・社会統計の分野。裏面に行きまして、第3WGにつきましては、共通基盤的な事項と いうことで区分してございます。

右側の欄に現行基本計画の該当項目とございまして、現行基本計画の該当するものを全部掲げております。

脚注にございますように、太字のものは、これまでの法施行において重要検討事項として審議した内容が主に含まれるものという整理でございます。

これがWGの構成です。

また1ページに戻っていただきまして、最後になりますけれども、(3)の2つ目の▶

ですが、WG の運営につきまして、これも2年前の21年度と同様にしたいということでございます。

別紙5、7ページを御覧ください。ここに9点ほど掲げております。1点目が、部会の下にWGを置くという規定。2点目が、「意見決定までの間、開催する」という開催期間の規定がありまして、3点目がWGに属すべき委員の指名、4点目が座長の指名、5点目が外部の有識者を呼べるという規定、6点目が所属するWG以外のWGにも出席できるという規定です。7点目が適宜WGの検討状況を部会に報告するというもの、8点目が配付資料、議事概要を公表するというものです。最後の9点目が、その他の事項は座長が定めるとなってございます。これがルールでございます。

別紙5の裏側に、では、具体的にだれがどこに属するかというのが掲げてあります。割り振りにつきましては、各委員の方々の御希望も踏まえながら、樋口部会長の御指示に従いまして取りまとめているものでございます。部会長を除きます12人の委員の方々が1つのWGに属するという形になってございます。

第1につきましては、川本先生、西郷先生、中村先生、深尾先生で、深尾先生が座長。 〇印が座長です。

第2WGは、安部先生、北村先生、白波瀬先生、津谷先生で、津谷先生が座長。

第3WGは、縣先生、竹原先生、椿先生、廣松先生で、廣松先生が座長というような整理にさせていただいているものでございます。

以上が資料1の説明でございます。私からの説明は以上です。

○樋口部会長 ありがとうございました。

これまでも皆様から、事前に、御意見を伺ってまいりました。どういう形で進めていくかということでございますが、過去2年間、21年度、22年度の審議を行う際、別々の方式を取ってやってまいりました。21年度、最初のときには、今、御説明ありましたように、WGを作りまして、そこで審議をし、基本計画部会で取りまとめ、本審議会に報告するというような方式を取ってまいりました。第2回目は、これは基本計画部会で直接審議をするというような方式を取ってまいりましたが、今回、第3回におきましては、中間年でもあること、更には、今も説明ございましたように、基本計画の今後の立案を視野に入れながら進めてまいりたいので、慎重に審議を進めてまいりたいと考えております。

そのため、1回目に実施しましたように、WGを作り、そこで詳細な検討を進めていくというような方式を取りたいというのが私からの提案でございます。そこの審議会、WGにおきましては、それぞれ選定しました重点的な審議課題を中心に、所管の府省等に対するヒアリングを実施し、また、平成23年度の法施行状況報告における各府省の取組み、特に今回、自己評価が出ておりますので、その自己評価が適切なものであるのかどうかということも含めて御審議をいただきまして、今後の見通し等を精査したいと考えております。

その基本計画部会の下に作ります WG でございますが、3 つほど設けてはどうかというのが提案でございます。第 1 WG は経済統計を中心に、そして第 2 WG では人口・社会統計、そ

して第3のWGでは共通基盤的な事項について審議を行いたいと考えております。審議のスケジュール、あるいはそれぞれの担当、更には運営、所属する委員につきましては、今、御説明のありましたのが私どもの案でございますが、これは、今の運営方法のところにもございましたように、WGには、所属する委員以外の委員も出席することができるということを特別に書いてございます。ということは、ほかのWGにも各委員の皆様に出席をいただくことも可能ですし、また、所属委員のほか、学識経験者及び各府省等の関係者等の参加を求めることができるということで、関心のあるテーマにつきまして、それぞれのWG委員以外の方も出席できるということにしたいと考えております。

以上が私からの御提案ですが、事前に、また御意見をいただいてきたものに沿った形で 提案をさせていただいておりますが、進め方等につきまして何か御質問がございましたら、 お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、今後の審議の進め方につきましては、資料1のとおり、 この資料1の「(案)」が取れるという形で了解をいただきましたので、皆様にこの方法 で進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本日の統計委員会で概略の御説明がございました統計法の施行状況報告について ですが、改めまして総務省から重要なポイントについて説明をいただきたいと思います。

〇千野総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、配付資料ですと、資料の最後にあると思いますが、資料4が施行状況報告の概要です。それから、統計委員会のときに資料になってございました、施行状況報告の本体を使いまして御説明いたします。

まず、資料4を御覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、1ページ目「統計法施行状況報告とは」は、先ほど御説明したとおりでございます。

2ページ目に「統計法施行状況報告の構成」とございます。これは、本体、冊子の方の目次を見ていただきたいと思います。冊子を2枚くらいめくっていただきますと目次がございまして、施行状況報告はこのような構成になっております。まず「(本編)」とございますが、本編が $I \sim V$ まで、それから、右側、39ページ以降が「(別編)」となってございます。

1 枚めくっていただきまして 4 ページを見ていただきますと、更に続いてございまして「(資料編)」ということで、149 ページ以降、審議の御参考になると思われる資料が掲載されております。

戻っていただきまして、2ページの目次ですが、まず、本編の中がどうなっているかということですが、Iが「基本計画の推進」となってございまして、ここで基本計画の推進 状況の全体が文章で記述してございます。

個々の施策の推進状況につきましては、目次の3ページの下に「(別編)」とございますが、こちらに詳しく書いてございまして、こちらが100ページほどになってございます。本編、別編ではございますが、別編の基本計画の推進状況、この部分が今回の報告の中心と言ってもいいのではないかと思います。

それから、目次の左側、2ページを見ていただきまして、Ⅱ以降は基本計画以外の推進状況です。Ⅱが「公的統計の作成」の状況です。1番目が基幹統計でございまして、基幹統計の指定、変更等の状況ですとか、基幹統計調査 事項別推進状況などがございます。それから、2番目が一般統計調査につきまして、実施状況等を記載してございます。3、4番目は、都道府県、政令市、それから、日本銀行につきましては、統計調査を実施する際に総務省に届け出をいただくことになってございますので、それから見ました実施状況が記載してございます。5番目は事業所母集団データベースの状況、6番目が統計基準の設定、7番目は統計法に基づきまして各府省等に協力要請ができることになってございますので、その状況。それから、8番目として、東日本大震災の状況を記載してございます。

Ⅲが「調査票情報の利用及び提供」ということで、調査票情報そのものの提供が1、2 でございまして、3がオーダーメード集計の提供、4が匿名データの提供等が記載してご ざいます。

大きなIVが「統計委員会」の項でございまして、委員会の開催状況以外に、昨年度の施行状況報告、審議結果、課題とされました8つの事項について、政府の取組状況を記載しております。

「V その他」では e-Stat とロゴタイプ等について記載してございます。 以上が構成でございます。

資料4に戻っていただきまして、もう一枚めくっていただきまして、3ページから、個々の記載の内容について記述してございますが、3ページにつきましては、先ほど御説明したとおりでございます。これは本文ではどこにございますかというと、冊子の方では8ページを御覧いただきたいと思います。本編の最初ですが、8ページ、9ページでこの全体の状況、78.1%について措置済ということについて、詳しく書いてございます。

1 枚めくっていただきまして 10 ページでは、例えばということで、実施済とされた主な事項について、196、別編の中から取り上げて記載してございます。それが表 1-1 です。それから、11 ページでは、逆に各府省が実施困難と評価している事項について、表 1-2 という形で、これは 7 事項しかございませんので、全て取り上げてございます。これが基本計画の全体状況でございます。

個々の状況につきましては、別編の方ですので、ページで言いますと 39 ページから 100 ページほどにわたりまして、表になってございます。ここに 196 の事項がございまして、例えば、1 枚めくっていただきまして、40 ページ、41 ページを見ていただきますと、これと同じ様式で 100 ページほどにわたって続いております。

表の一番頭を見ていただきますと、講ずべき項目が一番左にございまして、具体的な措置、何をすべきか、それから、それを担当する府省、実施時期がございます。この部分は基本計画の記載の部分でございます。

それぞれに対しまして、右側のページ、これでいきますと 41 ページに、それに対する検 討状況、進捗状況がございます。それぞれの課題についての実施済・検討中等の別がござ いまして、検討中などとしたものにつきましては、今後の見通しがどうかという欄、それ から、備考の欄がございます。

右側の41ページで言いますと、「検討状況又は進捗状況」、ここまでが昨年度までの施行状況報告の記載事項でした。そこから実施済・検討中との別から右3つの欄は、今回初めて把握することにした事項です。

このように 196 ございますので、ポイントをここから抽出したものが、資料 4 に戻っていただきますと 4 ページにございます。ほんのポイント、例示について御説明いたしますと、まず、統計の体系的整備の関係では、経済センサスー活動調査が 23 年度に初めて実施されました。それから、国民経済計算につきましては、23 年度、作成基準を変更し、その基準に基づきまして、23 年 12 月から GDP 統計の公表をしております。

経済・社会への環境変化への対応ということでは、少子高齢化、ワーク・ライフ・バランスの関係では、24年10月実施予定の就業構造基本調査等におきまして、働き方と子育て、出産・育児の関係などについて調査項目を充実することを決定しております。それから、国民生活の関係では、23年10月に実施いたしました社会生活基本調査で、休暇取得日数等の項目を充実して、より国民生活がわかるような形で調査を実施いたしました。

次に、統計データの有効活用の推進というところでは、対応状況ですが、政府共同利用システムの中の政府統計のポータルサイトe-Stat におきまして、いろいろなデータ共有、データの統一的な外部提供を進めております。それから、二次的利用に関しましては、各府省におきまして二次的利用の提供計画の策定・公表等を行っております。また、逐次、新規の匿名データの開発を進めております。

続きまして、効率的な統計作成等のところですが、行政記録の活用につきましては、事業所母集団データベースにおきまして、いろいろな行政記録情報を逐次収録することを進めております。また、昨年度「政府統計の統一ロゴタイプ」を決定いたしました。

以上がほんのポイント、例示でございまして、WG で 196 につきまして一つひとつチェックをお願いしたいと思います。

続きまして、この資料の5ページですが、ここから後は基本計画以外の推進状況になります。「公的統計の作成状況」という記載は、報告の本体でいきますと、先ほどの基本計画の本文に続きます11ページの下に「公的統計の作成」という項目がございまして、12ページ、13ページ以降、基幹統計調査の実施状況などについて記載しております。御覧のとおりですが、これは資料4にポイントが書いてございます。

基幹統計につきましては、昨年度は全国物価統計調査を小売物価統計調査に統合することについて答申をいただきました。基幹統計調査の昨年度の実施件数は 39 件、それから、一般統計調査の昨年度の実施件数は 189 件、合わせて昨年度は 228 件、統計調査を実施してございます。この 228 といいますのは、1年前とほぼ同じくらいの数になってございます。

その次が調査票情報の利用、提供ですが、これは冊子本体では26ページを御覧いただき

たいと思います。26ページ以降が二次的利用の状況について詳しく書いてある部分でございます。このポイントをまとめたのが資料4の5ページの下のところです。

まず、オーダーメード集計につきましては、調査数で言いますと、22 年度、20 調査が利用可能だったのですが、23 年度には 23 調査というふうに、利用可能調査が増加しております。年次で数えますと、87 年次分が 119 年次分というふうに増加しております。

同じように利用可能な統計調査の数、匿名データでいきますと4調査だったものが、6 調査に増加しております。年次で言いますと13年次分が34年次分に増加しております。

続きまして、統計委員会の関係ですが、これは報告本文で言いますと 31 ページ以降になります。31 ページの真ん中辺りに「統計委員会」という項があると思います。31 ページ、32 ページで、開催状況等の記載がございます。33 ページ以降に昨年度の施行状況の審議結果、課題とされた 8 項目について、政府でどのように取り組んできたかということが 35 ページ、36 ページにわたって記載されております。このポイントを資料 4 でまとめておりますので、そちらで説明したいと思います。資料 4 の 6 ページでございます。

8つの項目のうちの最初、東日本大震災の関係ですが、これにつきましては、各統計調査において、調査対象の一時除外、それによって欠損したデータの補完推計などを行ってまいりました。また、併せて、人口移動など、被災に係る統計の公表を実施してきております。

国民経済計算の関係につきましては、内閣府におきまして工程表を作成いたしまして、 それぞれの課題についてプロジェクトチームで検討を進めております。

ビジネスレジスターにつきましては、総務大臣決定という形で整備方針を作成いたしまして、この方針に沿って、労働保険情報といったような行政記録情報の収録を推進しております。

ワーク・ライフ・バランス関係では、就業構造基本調査の調査項目充実のほか、雇用動 向調査におきまして、直前の勤め先を辞めた理由の選択肢の細分化等を決定しております。 非正規雇用の関係につきましては、労働力調査、就業構造基本調査におきまして、雇用 契約期間の関係の調査項目を充実しております。

二次的利用につきましては、提供可能な調査を拡充しておりますとともに、政策統括官 室において研究会を開催して、共通的な課題については研究会で検討を進めております。

人材の育成・確保につきましては、いろいろな学会、統計学会ですとか、人口学会の大会がございますので、そこで統計部局の職員が研究成果の発表などを行っております。そのほか、一部の統計部局では、大学等との人事交流を進めております。

行政記録情報の活用につきましては、労働保険情報の調査名簿への活用、それから、政 府全体として、どのような実態になっているのかということにつきまして、政策統括官室 で実態調査を行いまして、その結果を取りまとめてございます。

以上のような状況です。報告書本体には、このほかに資料編がございまして、149ページ以降でございます。149ページから、参考になるような資料が載ってございますので、

御活用いただきたいと思います。

例えば、震災の関係では、地震が起こってから、どのような対応が全体として行われたかということが 173 ページにございまして、それぞれの資料が 174 ページ以降に現物がついてございます。それから、189 ページから、各調査ごとにどのような特別の措置を講じたかといったことが記載してございます。195 ページからは、震災に係る統計情報の提供の実績が一覧になってございます。これらを御参考にしていただきたいと思います。

また、昨年度の統計委員会の審議結果報告書への対応につきましては、国民経済計算の関係に始まりまして、昨年度の指摘の8事項に対して、各府省がどのような措置を講じたかといったことについて、210ページ以降に詳しく書いてございますので、こちらも御参考にしていただければと思います。

施行状況報告の説明は以上です。

○樋口部会長 ありがとうございました。

昨年に比べて大分分厚い報告になっているかと思います。ページ数で2割ぐらい増えていまか。

- ○総務省政策統括官 180 が250 ぐらいになっています。
- ○樋口部会長 236 ですね。
- 〇総務省政策統括官 50ページ多いです。
- **○樋口部会長** また、実施済なのか、検討中なのかというところも、従来、文章ではなかなか読めなかったところが、各府省がどう認識しているかということがこれで一目わかるようになったので、審議もしやすいかと思います。こういう冊子体と同時に、磁気媒体によって、私どももそれを見ることができるようにしていただきますので、ちょっと重いですので、いつでも確認できるというような状況をつくってまいりたいと考えております。

それでは、先ほど御決定いただきましたとおり、今後は各 WG において審議の時間を設けて御議論いただくことになっておりますので、現時点で、今、説明いただきました統計法の施行状況報告全体等につきまして、確認しておきたい事項がございますれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、重点的な審議課題(案)について御検討いただきたいと思います。先ほどの審議の進め方でも説明がありましたように、短期間で効率的、なおかつ中身の濃い審議を行いたいと考えておりますので、まず、重点的な審議課題を選定したいと思います。本日は、過去2回の審議状況、審議結果報告書に盛り込まれておりました重要検討事項や、これまでの基幹統計の答申に係る今後の課題等を参照しつつ、たたき台としまして資料2のような重点的な審議課題を案として用意してございます。本日は、決定というよりも、御審議いただいて、またということになるかと思いますが、まず、その考え方につきまして、各WGの座長から説明をお願いします。

まず、第1WGの深尾座長からお願いいたします。

〇深尾部会長代理 では、第1 WG の担当部分について、重点課題の案を御説明します。お 手元の配付資料2の1ページ目から御覧ください。

1つ目に重点課題として挙げたいのは、国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化に関するものです。

言うまでもなく、国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹を成しているものでありまして、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎資料となるほか、国際比較上も重要な位置づけがなされています。

現在、統計委員会が平成 21 年度法施行状況審議結果に基づき提示した意見を踏まえて、 平成 26 年度以降の予定を含む「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表」に沿って、国際比較可能性の向上や推計精度向上等のための作業が進められている ところであります。今後とも、2008 年 SNA への対応などの施策を着実に推進していく必要があると考えられます。

このため、引き続き重点課題として、本年度も審議する必要があると考えられます。

具体的には、R&Dの資本化等、2008SNAへの対応。それから、一次統計に関して、SNAをよくしていくために、どういう一次統計が更に必要であるかという要請が既に出されていますが、これに対する各府省の対応。それから、最近発表された 2005 年の基準改定では、例えば、経済活動別の国内総生産の表が 2001 年以降のみしか発表されていなくて、しかも2004~2005 年の間で情報通信を中心に分類に断層があるという問題もありまして、FISMの導入のように大きな変更が行われたにもかかわらず、このような断層があるために、産業レベルの経済分析を著しく困難にしているという問題もあるかと思います。こういった問題も含めて議論できればと思います。

2番目は、次の2ページ目なのですが、ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用についてです。

これも御承知のとおり、ビジネスレジスターは、各種統計調査、行政記録を共通事業所・企業コードを基にデータベース化するものですが、事業所・企業関係の統計調査の母集団情報を提供するとともに、調査の重複排除による被調査者の負担軽減等に資することが期待されています。

ビジネスレジスターは、平成25年1月から正式運用される予定ですが、現在、この委員会が平成21年度法施行状況審議結果に基づき提示した意見を踏まえ、時系列データの整備、共通事業所・企業コードの保持、利活用、レジスター統計の整備等を推進しています。

これらの施策は、今後とも着実に推進していく必要があると考えられ、引き続き重点課題として審議する必要があると考えました。

それから、3番目、3ページを御覧いただきたいのですが、先ほどのWGの役割のところでもあった、経済統計の分野で中長期的な視点で取り組むべき課題について、以下の3つを取り上げてはどうかという御提案をさせていただきたいと思います。1つ目は経済統計の整理・再編、2つ目はグローバル化の進展に対応した統計の整備、3番目は、何のため

の経済統計かということを考えたときに、経済のパフォーマンスを図るというのは重要な 役割かと思われますので、経済活動における生産性の継続に関する整備。この3つを取り 上げたいというのが私の案です。

本来、経済統計を考えるときには、現在進行中の整備の上では経済センサスの活動調査がどういう結果になったかということが非常に重要な問題で、是非それを考えに入れる必要があるのですが、まだその結果は出ていないと思いますので、現在のところは、まずこれを課題として取り上げたいということです。それぞれについて御説明させていただきます。

まず、①経済統計の整理・再編ですが、経済統計に関して、第1期基本計画において指摘された事項や、基幹統計に関する答申の今後の課題等の中には相互に関連するものも見られ、これらの事項について、中長期的な視点に立ちつつ、横断的・体系的に対応することが適切であると考えられます。現在の基本計画に書いてあることは、以下のとおり、いわばパッチというか、少しばらばらになっているのですが、これをもうちょっと広い視野から、全般的に、体系的に、中長期的な視野から議論したいと考えています。

現在の基本計画に書いてあることについて簡単に御紹介すると、1つは、サービス産業動向調査について、調査開始以降3年程度をかけて調査方法の検討を蓄積したデータに基づいて、推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得るというふうにされています。

それから、2番目に、情報通信サービスに関する統計の整備については別表で、情報通信業の分野において総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行うことが定められています。

それから、3番目に、これは基本計画ではなくて、経済産業省企業活動基本調査の変更に関する統計委員会での答申において、今後の課題として、経済産業省企業活動基本調査、中小企業実態基本調査、海外事業基本調査など、役割分担の明確化や重複是正の方策を検討するということが盛られています。

こういった問題について議論すると同時に、先ほどもお話ししたように、より幅広の視点から経済統計全般の課題について検討したいと考えています。例えば、経済統計の現状を俯瞰するために、基幹統計、それから、一般統計を含めて、総務省では、各府省の調査の客体や、何を調査しているかということについて、いわばメタデータ、データのデータを集められていると聞いています。そういう結果についても、もし可能であれば出していただいて、俯瞰的に議論したいと考えています。

それから、2番目は、グローバル化の進展に対応した統計の整備です。4ページを御覧ください。企業の海外での生産活動がどんどん拡大しつつあること、それから、国際分業の進化や、企業による海外での、例えば、研究開発の活発化等を勘案すると、グローバル化の下での企業活動の実態の把握について、重点課題として審議する必要があると考えられます。

基本計画でこれについて書かれているものとしては、経済活動の面でのグローバル化に 関する統計の整備としては、以下に挙げたとおり、貿易統計を基幹統計化することについ て、このような本体業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行うという別 紙の記述。

それから、その下にありますが、本文中で「グローバル化の進展に対応した統計の整備に関しては、まず、企業の貿易取引に関する行政記録情報と既存の統計調査との結合を中心とした貿易に係る情報の高度利用の可能性について検討する。」とされています。それから「海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。」ということも本文に書かれ、別表でもそれに対応する課題が書かれています。

このうちの貿易統計に関する部分は、先ほど御紹介があった総務省の施行状況に関する報告で挙げられていた、各府省が実施困難とした7つの事項のうちの3つ分、財務省が実施困難とした3つがこのグローバル化に関することでして、これについて、財務省の困難とした理由が妥当であるかどうか、それを困難という状態のままで済ませていいかどうかといったことも是非議論したいと思います。

それから、3番目の中長期的な視点を踏まえた重要な課題としては、5ページに書いた とおり、経済活動における生産性の計測を議論したいと考えています。

何のための経済統計かということを考えると、当然、経済活動のパフォーマンスを評価するという視点が重要な目的としてあるわけで、生産要素の投入量や生産性の継続は経済統計において重要な課題であると考えられます。既に米国初め幾つかの先進諸国では、国民経済計算統計など、加工統計の分野で生産性とイノベーションの計測が重視されています。これらを継続するためのデータの整備について、重点課題として審議する必要があると考えます。

現在の基本計画に盛られている記述としては、別表の中に「労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて具体的な結論を得る」ということが記述されています。

私の方で第1WGの重点課題として御提案したいのは以上です。

○樋口部会長 ありがとうございました。

今まで勉強会をやってきたものを新たにつけ加えて、その視点から考えていきたいとい うことだと思います。

それでは、御質問はまた後で受けることにいたしまして、第2WGについて、津谷座長からお願いします。

○津谷委員 それでは、引き続き資料2に基づきまして、御提案申し上げたい第2WGの重要な審議課題(案)について、簡単に説明いたします。

先ほども樋口部会長から御説明がありましたように、各WGの審議期間及び審議回数は限られております。このため、第2WGといたしましても、重要な課題を中心に審議を進めていくこととし、3つの課題を重点的な審議課題として整理いたしました。

1点目の課題でございますが、6ページに記載されております少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備についてです。

この課題は、過去2回の法施行状況審議でも重要な課題として議論されまして、引き続き検討が必要とされている課題です。今年度の審議では、①昨年度の審議において指摘された留意事項と、②本年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項を中心に審議する必要があると考えております。

具体的には、参考のところに記載されております企業・事業所の雇用管理とワーク・ライフ・バランスとの関係を解明するための統計整備、そして、もう一つ、国勢調査における少子化関連調査項目の把握の可能性の2つの事項について、議論を進めていきたいと考えております。

2点目の課題は、7ページに記載されている企業活動の変化や働き方の多様性等に対応 した労働統計の整備についてです。

この課題も過去2回の法施行状況審議で重要な課題として議論され、引き続き検討が必要とされております。今年度の審議では、①昨年度の審議において指摘された留意事項と、②雇用労働関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語や概念の見直しについて審議をする必要があるのではないかと考えております。

具体的には、①昨年度の審議において指摘された留意事項につきましては、参考のところに記載してございます雇用構造調査の調査内容変更の検討状況、そして実労働時間の把握のための労働力調査等における関係調査項目の見直し、そして同一企業内の就業形態の転換を把握するための統計整備の3つの事項について、審議をさせていただきたいと思っております。

また、②雇用・労働関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語や概念の見直しにつきましては、特に近年増加傾向にあり、かつ多様化が進んでいる非正規雇用の状況を的確に把握するための関連統計の用語や概念の整理及び見直しの方向について、審議をしたいと思っております。

最後に、3つ目の課題でございます。8ページに記載されている社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備(国勢調査関係)について、でございます。

国勢調査につきましては、平成27年度以降の調査において更なる改善を図るとともに、世の中のニーズを踏まえ、その調査の内容を検討することが基本計画の中でも指摘されております。

このようなことから、今年度の審議では、国勢調査について、①インターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況、について説明を受けたいと思っております。実は、前回 22 年度国勢調査では、東京をテストケースとして、インターネットによる回答方式を試験的に導入いたしました。今回はその結果を検証して、次回調査では全国に展開したいということでございますので、それについて報告を受け、審議をしたいと思います。

そして、②東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目の追加等の可能性に関

しても、審議を進めていきたいと考えております。

具体的には、①のインターネット回答方式の推進等に関する前回の調査の検証状況ですが、先ほど申しましたように、試験的に平成22年の国勢調査で導入をいたしました、この回答方式、調査の事務面及びコスト面での費用対効果分析その他の結果について、ここでは議論をしていきたいと思っております。

また、②の東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目追加等の可能性につきましては、大震災後の市町村別などの地域別の詳細な人口移動状況が、次回平成27年に実施予定の国勢調査によって把握できるのかどうか、その可能性について検討をいたしたいと思っております。

以上が第2WGの重点的な審議課題(案)についての御提案でございます。

○樋口部会長 ありがとうございました。

それでは、第3WG、廣松座長からお願いします。

○廣松委員 第3 WG は、先ほど資料1にございましたとおり、共通基盤的な事項を審議する WG と位置づけられております。今回の審議に当たりまして、大きく4つ、重点的な課題として御提案申し上げたいと思います。

その最初が、統計データの有効活用の推進でございます。

新しい統計法では、調査票情報の二次的利用が柱というか、目玉でございます。これは統計データの有効活用の核になる部分だろうと思います。これまで法施行状況の審議においても、重要な論点として取り上げられてきましたし、今回の法施行状況の審議においても重要な検討事項だと考え、まず、こういう形で位置づけたものでございます。

今回の審議におきましては、昨年度までの審議結果も踏まえて、提供開始から3年を経た二次的利用の実態について、基本計画に盛り込まれております事項を中心に精査をするとともに、例えば、新しい試みとして、教育コンテンツとしての活用に向けた擬似的なミクロデータの作成に係る検討とか、あるいは二次的利用を取り巻く新たな動向についても参考情報として把握しながら、より一層の活用が進むような方策等を検討するつもりでございます。

同時に、単に調査票情報の二次的利用ということだけではなくて、統計データの有効活用という大くくりの課題として、利用者の利便性向上を図る観点から、これは以前に、安部委員からも御指摘がございましたが、海外の利用者を含め、政府統計の総合窓口、具体的には e-Stat を中心とした統計データの提供、情報発信等の実態を把握した上で、より利便性が高まるような形の取組みに関して審議を行いたいと考えております。

それが最初の重要課題でございまして、次に、10ページの2といたしまして、効率的な 統計作成について、具体的には行政記録情報等の活用でございます。

これも新しい統計法の柱の1つでございます。正確かつ効率的な統計を作成し、報告者 負担を軽減する観点から、大変重要な課題でございまして、今回の法施行状況報告の中で も重要な課題とされております。その動きを十分検討した上で、今回の審議では、基本計 画に掲げられております事項のうち、他のWGの検討の対象外となっているような事項を中心に、改めてその取組・検討状況を確認した上で、推進の余地等を検討する予定でございます。

残念ながら、本体にございますとおり、各府省が実施困難とする事項の7項目のうち、行政記録情報等の活用に関連するであろうと思われるのは4項目ぐらいございますが、それが現時点の問題なのか、あるいはもう少し制度的な点も含めた中長期的な問題なのかも検討すべきであろうと考えております。勿論、個別の統計に関しましては、第1、あるいは第2のWGでも御議論いただけると理解をしておりますが、それぞれのグループでの審議状況等も拝見しながら、この行政記録情報等を活用した効率的な統計作成のための推進を議論していきたいと思っております。

恐らく阻害要因としては、それぞれの行政記録情報の電子化の状況だとか、あるいは手続、更にコスト面の問題も当然出てくるだろうと思いますので、そういう点を留意しながら審議を進めていきたいと考えております。ただ、少なくとも、基本計画もそうですし、統計法で新しい統計を作成するときに利用可能な行政記録情報等があるか否かを事前にチェックするというふうに定められておりまして、ある程度その効果は出つつあるとは思いますが、更に推進していくために、どういうふうにしていくべきか、これもある程度、中長期的な観点にもかかわることかと思いますが、審議を進めたいと思っております。

それから、3番目の点として、これはどちらかというと比較的新しく取り上げたものでございますが、統計の品質評価を通じた見直しとか効率化ということでございます。この点に関しましては、既に本委員会において椿委員からも御報告いただきましたとおり、今後、統計の品質保証の問題が恐らく大変重要な課題になってくるであろうと考えられます。

この「品質保証(Quality Assurance)」の取組みは、統計作成府省における利用者ニーズに応じた公的統計の作成・提供だけではなくて、その品質の表示、あるいは評価も当然、重要な課題になろうかと思います。

したがいまして、これまで日本品質学会等の御協力も得て検討を重ねてきたわけでございますが、その結果もすでに御報告いただいておりますので、さらに、そこにございます「一般的な国家品質保証フレームワーク (NQAF)」と呼ばれるものが採択されつつありますので、基本計画策定当時とは状況が変わりつつあるという認識に立って、統計委員会としても、今後の1つの重要な課題として取り上げたいと考えております。その意味で、第3WGでこの問題に関して審議を行いたいと思っております。

それから、最後の12ページでございますが、これは昨年度の審議の中で出てきた重点的な課題、緊急ニーズへの対応、特に、東日本大震災を教訓とする大規模災害における統計の役割だとか、対応の問題でございます。

これに関しましては、本報告書でもかなりのページ数を割いて書かれていますように、 大規模災害の発生に伴う統計の作成・提供に係る緊急ニーズへの対応として、行政記録情報等の活用、既存統計の特別集計、附帯調査の実施、更には承認審査事務の簡素化・迅速 化等の対応がなされてきました。

今回の東日本大震災に関しましては、これらの対応に加えて、地方公共団体や統計調査員の協力も得ながら、そこにございます①~⑤までの取組みが行われてきました。それらは大変高く評価すべき点だと思いますが、これらの状況を適切に記録に残すことも含めて、今回の対応状況について集約・整理し、今後の教訓とするために重点課題として審議をする必要があると考えております。勿論、個別の統計調査の対応に関しては、第 $1\,\mathrm{WG}$ 、あるいは第 $2\,\mathrm{WG}$ で御検討いただけると思いますが、緊急ニーズへの対応ということに関して、東日本大震災を教訓として、体制として今後どういうふうにすべきか、審議ができればと思っております。

それから、今回は特に挙げてございませんが、当然のことながら第3WGの重要な課題として人材育成の問題もございます。それに関しましては、時間をなるべく活用しながら、それぞれの省の取組み等を改めてチェックしながら、どういうふうに進めるべきかを整理をしていきたいと思っております。

第3WGに関しては以上でございます。

○樋口部会長 ありがとうございました。

新たな視点も加わり、特に統計の品質保証ということについては、それぞれ政府統計でありながら、やはり質を向上させていくということが必要でしょうから、十分御審議いただきたいと思います。

また、東日本大震災に関連する項目としましては、実は昨年度の22年度の審議におきましても、6月、7月分のところまでは行ってまいりました。今回、23年度の評価で、ダブるところもあるかと思いますが、包括的にこれを精査するというようなことで、もう一度取り組みたいということでございますので、昨年とはまた別の視点から取り組んでいくことになるかと思います。

それでは、御質問、あるいは本日の施行状況報告を受けまして、追加すべき重要課題等につきまして、御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。 〇深尾部会長代理 第3WGの1の事項、統計データの有効活用の推進、9ページのところで、もし可能であれば取り上げていただきたいと思うことなのですけれども、これは次の基本計画に向けた中長期的な課題という点で考えると、御承知のように、企業・事業所データは匿名化が困難だということが今回明らかになって、33条の下で利用が行われているわけです。公共の利益が高いと思われる研究については研究者が研究室に持っていって研究するようなことがされているわけですけれども、ミクロデータの漏出の事故を防止するという視点と、利用による公共の利益を高めるということを両立させるという面では、米国のようにオンサイト利用といいますか、ミクロ・データ・センターを使った利用をもっと推進すべきだと、それを検討していただきたいと思います。オンサイト利用にすることで、例えば、データのパネル化とか、異なった統計間のマッチングとか、そういう高度な利用の方法を研究していくことが、例えば、アメリカだとセンサス局のミクロ・データ・

センター等でされていると思いますけれども、日本でも是非そういう可能性について御検 討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○廣松委員 当然、有効利用・活用という観点から、今の深尾委員の御指摘は大変重要なポイントだと思います。現状で、少なくとも2か所、オンサイト利用が可能になっております。ただ、同時に、この問題に関してはやはり相手方があることでございまして、オンサイトに関して、当然のことながら、セキュリティー上、物理的な施設も含めて、さらには体制も含めて、整えていただけるようなところをいろいろ探しながら、積極的に進めていきたいと思っております。

○深尾部会長代理 ありがとうございます。現状は、33条で利用するのと、オンサイト利用施設で利用するのと余り違わないというか、結局、かかる規制が余り変わらないので、オンサイト利用が余り進まないという側面もあると思うのですね。アメリカの場合だと、原則オンサイトしか利用できない。その代わり、高度な利用を一部認める。それがアカデミックに非常にニーズが高いものですから、オンサイト施設を持つホスト側の研究機関が原則として費用を負担していると思われます。日本でも、恐らく利便性を高めればそういうことも可能かというふうに思いますので、そこのところも御検討いただければと思います。

○樋口部会長 今までは、世帯調査中心に二次的利用ということを検討してきたわけですが、御指摘の事業所・企業調査についての、二次的利用なのか、オンサイトなのかということもあるかと思いますが、それも含めて御検討いただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- 〇廣松委員 はい。
- ○樋口部会長 ありがとうございます。

今の例は、企業・事業所統計でしたが、ほかにも関連するものが。

- **〇深尾部会長代理** そうですね。労働統計などでも、アメリカだと、特別にパネル化した り、事業所のデータとマッチングしたりということをしていると思います。
- ○樋口部会長 では、それも含めて御検討をということになります。

ほかにどうでしょうか。

今日はこれで決定ということではなく、追加がございますれば、提案を、この後、事務局にお寄せいただいて、次回の基本計画部会で再度、皆様の御意見を反映させた形で重点的な審議課題をお示しさせていただきたいと考えております。ただ、いつまでもということでは困りますので、6月20日水曜日までに事務局まで御連絡をいただきたいと考えております。来週の水曜日ということですので、追加の御希望がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○竹原委員 先ほど廣松座長がおっしゃいましたけれども、第3 WG の中での人材育成の領域でございますが、ここに明示的には書いていないが、WG で時間を創出しつつというふう

におっしゃいました。私もたまたまそちらでございますので、できればと思っております。 今回の報告書でも、各府省からの人材育成のところを拝見させていただきましたが、昨年 度の報告書と今年度の報告書と、一体どこがどれほど違うのか。勿論、子細に眺めれば、 新しい施策もおありなのでしょうが、同じことをやっている中では、人をどれだけたくさ ん研修に行かせたのか、あるいは研修期間が何回増えたのか、あるいはその結果としてど れだけの人材が育成されたのか、そういったところがほとんど見えておりません。次の基 本計画の場面でも、人的リソースが決定的に重要だと思いますので、是非、座長にもここ のところの時間を創出していただいて、検討していただきたいと思います。

○樋口部会長 ありがとうございました。統計部局だけではなく、恐らく政府全体でということも要望の中には入ってくるかと思いますが、とりあえずは昨年度に引き続いてどう評価するかというところで、そこについて御検討いただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしければ、6月20日までに皆様から事務局まで御連絡を いただき、最終的には次回の基本計画部会で決めたいと思いますので、どうぞよろしくお 願いします。

それでは、そろそろ予定の時間も来ておりますが、若干早いのですが、本日の部会はこれまでとさせていただきたいと思います。

次回の基本計画部会の日程につきまして、事務局からお願いします。

〇村上内閣府統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は、6月27日水曜日17時半から開催いたします。場所は本日と同じ、この会議室でございます。議題は、今日御議論いただきました重点的な審議課題について、再度議論するということでございます。詳細につきましては、別途お知らせいたします。

○樋口部会長 それでは、本日の基本計画部会は以上で終了します。どうもありがとうございました。